

# 子育て

## 子育て支援情報

### ■問い合わせ

こども課子育て支援係  
TEL (23) 8932

<12月1日(木)～12月31日(土)>

<b>子育てサロン</b>	★開設時間 9:00～12:00	赤ちゃんから就園前までのお子さんと保護者の交流の場です。	
子育てサロン かねだ(金田北地区公民館)	開設日	火曜日	★休館日 12/20
子育てサロン のぎき(うすばアットホーム)	開設日	木曜日	★休館日 12/29
子育てサロン かわにし(川西高齢者ほほえみセンター)	開設日	月・水曜日	
<b>つどいの広場</b>	★開設時間 9:00～14:00	就園前のお子さんと保護者が交流を図りながら育児相談などを行うための場です。	
つどいの広場 県北体育館(県北体育館幼児体育室)	開設日	火・木・金・第2土曜日	★休館日 12/23・29・30
つどいの広場 さくやま(旧さくやま保育園)	開設日	月・水・金・第3土曜日	★休館日 12/23・30
<b>子育て支援センター</b>	★開設時間 9:00～12:00 13:00～16:00	親子交流の場の提供や子育ての悩みに関する相談・適切なアドバイスを行います。 ※電話相談も受け付けております。	
すみよし子育て支援センター(子育てプラザ館)	TEL (23) 8728	開設日	毎週 月～金曜日 ★休館日 12/23・29・30
しんとみ子育て支援センター(しんとみ保育園)	TEL (22) 5577		
ゆづかみ子育て支援センター(ゆづかみ保育園)	TEL (98) 3881		
くろばね子育て支援センター(くろばね保育園)	TEL (59) 1077		
【お願い】 施設の利用にあたっては、ケガや事故防止のため、お子さんから目を離さないようお願いします。			



# 国民年金

## 国民年金からのお知らせ

### 国民年金種別変更

国民年金制度では、国内に居住する20歳から60歳までのすべての方に、加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は、次の3種類に分かれており、届出は加入時だけでなく、被保険者種別が変わった時にも必要です。

種別変更の届出を忘れると、年金を受け取れないこともあります。手続きは、年金手帳を添えて、その都度忘れずに行いましょう。

#### 【国民年金の加入種別】

- **第1号被保険者**  
自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方などが対象となり、加入や種別変更の手続きは、市町村役場の国民年金担当窓口で行います。
- **第2号被保険者**  
会社や官公庁にお勤めの方、つまり厚生年金や共済組合に加入している方が対象になります。加入手続きは、会社や官公庁が行います。
- **第3号被保険者**  
国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象となり、届出は、配偶者の勤務先を通じて行います。

### 【種別変更となるケース】

- **第1号被保険者になるケース**  
第2号被保険者が退職されると第1号被保険者(第3号被保険者になる場合は除く)となります。また、その方に扶養されていた第3号被保険者がいる場合、その方も第1号被保険者になります。
- **第2号被保険者になるケース**  
第1号被保険者または第3号被保険者が就職して厚生年金などに加入すると第2号被保険者になります。
- **第3号被保険者になるケース**  
会社などを退職して、厚生年金などに加入されている方の被扶養配偶者になる方が、第3号被保険者になります。

\*詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

### ■問い合わせ

大田原年金事務所  
TEL (22) 6313  
市国保年金課国民年金係  
TEL (23) 8928

